

学校法人が税額控除対象法人となるための実績判定に係る期間の短縮

制度概要

急速な時代の変化や社会のニーズを踏まえ、自ら経営力の強化や改革に取り組もうとする意欲のある学校法人が、機動的に税額控除制度を活用し、個人からの寄附を一層集めやすくするため、**一定の要件を満たす場合**において、税額控除対象法人となるための**実績判定に係る期間を**、5年間ではなく**2年間とする**。



税額控除のメリット

- ・寄附額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく、税額から直接控除するため、**減税効果が大い**い。
- ・寄附を受ける**学校法人にとっては、より幅広い関係者から、小口の寄附金を集めやすくなる**。

現行の要件

実績判定期間内（原則、直近5会計年度）に、

- ① **3,000円以上**の寄附金を支出した者
（判定基準寄附者数）が、**年平均100人以上**
- ② 寄附金額が**年平均30万円以上**であること

- * 1 小規模法人向けの緩和措置あり
- * 2 税額控除対象法人には、①寄附行為等の情報開示義務、
②寄附者名簿の作成・保存義務が生じる

特例措置の新設

令和6年度税制改正による特例措置

以下の要件を満たす場合には、実績判定期間を5年間から**2年間に短縮**する。

*この場合においても税額控除対象法人であることの証明書の有効期間は5年間となる。

- 税額控除対象法人となるために必要な寄附者数・寄附金額といった実績要件を、**年度ごと**に満たしていること（小規模法人向けの緩和措置は引き続き適用）
- 税額控除に係る証明申請が**令和7年度～12年度の間に**行われるものであること
- **経営改善に向けた具体的な取組に係る計画を作成**していること
- **実績判定期間中に、税額控除に係る証明を受けている期間が含まれない**こと

現在、税額控除対象法人となっていない法人におかれては、特例措置の対象となることも踏まえ、**ぜひ積極的に制度の活用をご検討ください！**